

プラスチック分別回収方策に関するサウンディング型市場調査 回答書

質問事項	回 答
<p>4 調査の内容 （５）の再商品化手法（エネルギー回収を除く）とありますが RPF 製品の製造（サーマルリサイクル）はエネルギー回収に該当するのでしょうか？</p>	<p>プラスチック資源循環法第 2 条第 8 項で定める「再商品化」に必要な措置を行っていることが必要であります。RPF は「再商品化」に含まれますが、プラスチック資源循環法の基本方針において、容器包装リサイクル法基本方針と同様に、燃料利用は緊急避難的・補完的に利用するとしているため、この限りであれば認められることとなっております。</p>
<p>4 調査の内容 （６）中間処理又は商品化に要する費用とは、受入れ単価との解釈で良いのでしょうか？ 処理施設の設備投資としていくら必要かとの事でしょうか</p>	<p>受入れ単価ということであります。</p>
<p>1 事業所で受入れ可能なプラスチックの基準 →プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和 4 年 1 月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室発行）に記載の 157 品目を基本としますが他にもありますか。</p>	<p>容器包装リサイクル法に定める容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。）の他、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きの 157 品目を基本とします。その他、民間事業者による提案に基づき、本市の分別基準を定めることで検討しております。</p>
<p>2 受入可能時期について →施設完成後（施設場所の確保・調査、プラント機器の製作、据付試運転まで約 2 年）と考えますが、行政側の計画に対してのマイルストーンをご教示願います。</p>	<p>容器包装リサイクル法のリサイクルルート又は法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行う手法のいずれかを選定し、なるべく早い時期に分別回収を実施したいと考えております。</p>
<p>3 中間処理工程又は再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く）について →中間処理工程までとして収集搬入、選別、圧縮、梱包、保管までと考えておりますが、市民からの収集日はどのように広報する予定ですか？（週 1 回、月 2 回？）</p>	<p>収集頻度につきましては、週 1 回を予定しておりますが、今後の実証実験の結果により、頻度が変わる可能性があります。</p>

令和 5 年 1 月 2 7 日